災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２５年３月２８日

墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区条例第９号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和４１年墨田区条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第９条の２第１項第２号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第５条第１２項」を「第５条第１１項」に改める。

付　則

この条例中第９条の２第１項第２号の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）は平成２５年４月１日から、同号の改正規定（「第５条第１２項」を「第５条第１１項」に改める部分に限る。）は平成２６年４月１日から施行する。